

秘密指定解除
公文書監理室

秘
無期限

旧軍人・軍属等韓国人遺骨の送還経費について

49.12.5

北東アジア課

1. 日本政府は厚生省保管の本件遺骨の一部を

12月20日を目途として韓国政府を通じて遺族

に引渡すことになったが、外務省としての所要経費

見積り額は別添のとおりである。なお引渡

可遺骨数の決定は遅くとも12月12日^朝である。

2. 経費の送付要領

12月18日^朝までに在韓大使館に対し所要金

額を送金する必要があり(状況によっては)

19日朝までに在釜山総領事館への送金による

ことも可能である。

3. 上記の他遺骨送達のため、本省職員1~2名の
外国出張旅費の支出も要す。

4. 前回(昭和46年)246柱を遺族代表を通
じて渡した時は、遺骨箱の準備等を除き輸
送費等大部分は外務省経費として充てたが、

厚生省 経費を記す

232110000